

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目 Ⅱ－２ 財務の健全性等 Ⅱ－２－３ 収益性等 Ⅱ－２－３－１ 持続可能な収益性と将来にわたる健全性【組合】 Ⅱ－２－３－１－３ 監督手法・対応 (1)・(2) (略) (3) 組合自らが経営計画等において想定する将来の収益や自己資本の見通しに関して、前提条件（地域の経済状況や利用者の見通し）、組合が実施中・実施予定の経営改善に関する施策とその効果（トップラインの増強、経費削減、増資等）、将来発生が見込まれる費用（本支所（事務所）建替・償却、システム更改費用、固定資産の減損、繰延税金資産の取崩し、信用コスト等）、有価証券の益出し余力、配当政策、ストレステストの結果（ストレスシナリオ含む。<u>（注）</u>）等（農協については、信用事業に加えて、共済事業、販売事業、購買事業等の各事業に係る取組の見通しを含む。）の観点から、利用者向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）の利益やそれを構成する内訳にも着目しつつ、ヒアリングを実施し、見通しの妥当性について検証する。 その際、組合が自らの経営理念・経営戦略に照らし、どのような金融仲介機能を発揮しようとしているか等を踏まえ、将来の収益・費用の見通しが盛り込まれた経営計画等がその考え方と整合的になっているか、経営計画等を実行するために必要な人的資源が十分に確保・育成・活用されているか等について留意して検証	Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目 Ⅱ－２ 財務の健全性等 Ⅱ－２－３ 収益性等 Ⅱ－２－３－１ 持続可能な収益性と将来にわたる健全性【組合】 Ⅱ－２－３－１－３ 監督手法・対応 (1)・(2) (略) (3) 組合自らが経営計画等において想定する将来の収益や自己資本の見通しに関して、前提条件（地域の経済状況や利用者の見通し）、組合が実施中・実施予定の経営改善に関する施策とその効果（トップラインの増強、経費削減、増資等）、将来発生が見込まれる費用（本支所（事務所）建替・償却、システム更改費用、固定資産の減損、繰延税金資産の取崩し、信用コスト等）、有価証券の益出し余力、配当政策、ストレステストの結果（ストレスシナリオ含む。）等（農協については、信用事業に加えて、共済事業、販売事業、購買事業等の各事業に係る取組の見通しを含む。）の観点から、利用者向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）の利益やそれを構成する内訳にも着目しつつ、ヒアリングを実施し、見通しの妥当性について検証する。 その際、組合が自らの経営理念・経営戦略に照らし、どのような金融仲介機能を発揮しようとしているか等を踏まえ、将来の収益・費用の見通しが盛り込まれた経営計画等がその考え方と整合的になっているか、経営計画等を実行するために必要な人的資源が十分に確保・育成・活用されているか等について留意して検証

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
する。 <u>(注) 当局は将来の人口動態や金利変動等にかかる合理的なシナリオを設定して、持続可能な収益性と将来にわたる健全性に関して総合的かつ深度ある検証を行い、組合の将来の経営状況について認識の共有を図るものとする。</u> (4) (3)の結果、例えば、将来の一定期間（概ね5年以内）に、コア事業純益（除く投資信託解約損益）が継続的に赤字になる、または最低所要自己資本比率を下回ることが見込まれる等、持続可能な収益性や将来にわたる健全性について改善が必要と認められる組合に対しては、必要に応じ、農協法第 93 条に基づく報告徴求又は農協法第 94 条第 3 項に基づく検査を実施し、業務運営やガバナンスの発揮状況等について深度ある検証を行い、必要な業務改善（注 1）を促す。更に、業務改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 に基づき業務改善命令（注 2）又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。（「持続可能な収益性と将来にわたる健全性」改善措置） （注 1）（略） <u>（注 2）当該組合を取り巻く経済環境に関する合理的なシナリオに基づくストレステストによって、最低所要自己資本比率を下回る蓋然性が高いと認められ、かつ、(4)に記載の深度ある検証を行い、必要な業務改善を促した結果、更に資本増強を確実に実施する必要があると認められる場合には、</u>	する。 （新設） (4) (3)の結果、例えば、将来の一定期間（概ね5年以内）に、コア事業純益（除く投資信託解約損益）が継続的に赤字になる、または最低所要自己資本比率を下回ることが見込まれる等、持続可能な収益性や将来にわたる健全性について改善が必要と認められる組合に対しては、必要に応じ、農協法第 93 条に基づく報告徴求又は農協法第 94 条第 3 項に基づく検査を実施し、業務運営やガバナンスの発揮状況等について深度ある検証を行い、必要な業務改善（注 1）を促す。更に、業務改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。（「持続可能な収益性と将来にわたる健全性」改善措置） （注 1）（略） （新設）

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>資本増強に関する業務改善命令を発出するものとする。</u> <u>(注3)・(注4) (略)</u> Ⅱ－2－6 流動性リスク Ⅱ－2－6－3 監督手法・対応【共通】 (1) (略) (2) 預貯金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる系統金融機関に関しては、預貯金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、Ⅱ－2－2－3①から③までの対応等を行い、必要な場合には農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置) <u>(注) 当局は、将来の人口動態等が預貯金に与える影響について分析を行い、過去の預貯金流出に関するストレス事象等も踏まえて、深度ある検証を行うものとする。</u> Ⅱ－12 金融面における自己改革の実行、継続及び強化	<u>(注2)・(注3) (略)</u> Ⅱ－2－6 流動性リスク Ⅱ－2－6－3 監督手法・対応【共通】 (1) (略) (2) 預貯金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる系統金融機関に関しては、預貯金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、Ⅱ－2－2－3①から③までの対応等を行い、必要な場合には農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置) (新設) Ⅱ－12 金融面における自己改革の実行、継続及び強化

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅱ－12－1 自己改革の実行、継続及び強化【共通】 (1)・(2) (略) (3) また、平成 26 年 6 月に農林水産業・地域の活力創造本部で決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等（以下「活力創造プラン等」という。）において、農中及び信連は、「豊富な資金を農業・食品産業の発展（特に農業・農村の所得倍増）に資するよう、全農等とも連携して積極的に活用すること」とされており、農中及び信連においては、融資だけでなく、出資等の様々な形態で、農業及び食品産業の発展のために、それらの資金の積極的な活用を期待されている。 (4)～(6) (略) Ⅱ－13 地域における利用者サービスの維持・確保に向けた取組 Ⅱ－13－1 意義【共通】 <u>系統金融機関がどのようなサービスを提供するかについては、利用者の利便性や採算性を考慮した、各系統金融機関の経営判断によるものである。</u> <u>他方、一定のサービス（預貯金の受入れ・払出し・各種相談対応等）について、地域の利用実態やニーズを踏まえ、利用者の利便性に十分配慮しつつも、適切かつ効率的な業務運営を行いながら、様々な関係者と連携の下、店舗ネットワークの再編等の検討を進めることが重要である。</u>	Ⅱ－12－1 自己改革の実行、継続及び強化【共通】 (1)・(2) (略) (3) また、平成 26 年 6 月に農林水産業・地域の活力創造本部で決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等（以下、<u>(4)及びⅥにおいて「活力創造プラン等」という。</u>）において、農中及び信連は、「豊富な資金を農業・食品産業の発展（特に農業・農村の所得倍増）に資するよう、全農等とも連携して積極的に活用すること」とされており、農中及び信連においては、融資だけでなく、出資等の様々な形態で、農業及び食品産業の発展のために、それらの資金の積極的な活用を期待されている。 (4)～(6) (略) (新設)

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅱ－13－2 基本的な考え方【共通】 <u>系統金融機関は、店舗ネットワークの再編等の検討を進める際に、利用者サービスの維持・確保に向けた取組等を進めることが期待されている。</u> <u>農業者の協同組織である農協においては、担い手をはじめとする農業者のニーズに的確に応え、農業者の所得向上に資する金融サービスの提供を通じて地域農業を発展させていくことが何よりも重要である。ただし、総合事業体である農協においては、店舗ネットワークの再編等により利用者サービスの維持・確保に向けた取組等を進める場合にも、販売事業、購買事業等の他事業の状況を踏まえて総合的に勘案し、対応する必要があることに留意すること。</u> <u>なお、活力創造プラン等において、農協が農産物の有利販売や生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行えるようにするため、地域における金融サービスを維持しつつ、単位農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽減等するため、代理店方式の活用を積極的に進めることとされている（Ⅱ－12－1）。</u> <u>（参考）取組の例</u> ・ <u>過疎地域における他業種との共同店舗の設置や移動店舗の活用を通じた利用者の現金取扱機会の維持・確保</u> ※ <u>例えば、系統金融機関が業務委託を行う際、委託先事業者の店舗内に利用者と通信することを目的とした通信端末機器を設置し、当該機器を通じて系統金融機関が利用者に手続の説明等を行うことや、当該事業者が利用者に当該機器の設置</u>	

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>場所等を案内することもある。</u> ・ <u>現金輸送の委託・共同化、その他利用実態を踏まえた店舗運営の見直しを通じた持続可能なサービス提供体制の構築</u> ・ <u>地域の拠点施設との連携による、系統金融機関の利用者サービスに資するまちづくり支援</u> Ⅱ－13－3 監督手法・対応【共通】 <u>系統金融機関による利用者サービス維持・確保に向けた取組事例を把握する観点から、ヒアリング及び通常の監督事務等を通じて確認することとする。</u>	

附 則

この通知の改正は、令和8年8月3日から適用する。